

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御浜町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御浜町長

公表日

令和7年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)予防接種特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」となっているもの(16の2項) :第三欄が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「予防接種の実施に関する情報」となっているもの(16の3項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1,000人以上1万人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会を行う際は4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、手作業が介在する局面においては、入力者、入力者とは別の者によるダブルチェックを行う等複数人で確認を行い、人為的ミスを防止するリスク対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報参照及び情報入力を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	公表日	2015/9/14	2019/7/1	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項	・番号法第9条第1項及び別表第一10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	健康福祉課長 下川 博愛	健康福祉課長	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示訂正・訂正・利用停止	健康福祉課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0511	総務課 519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 05979-3-0505	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2015/9/1	2019/4/1	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	2015/9/1	2019/4/1	事後	
令和1年7月1日	IVリスク対策	記載なし	新様式にて記載追加	事後	
令和3年2月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供	記載なし	十分である	事後	
令和3年2月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	十分である	事後	
令和3年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための	事後	
令和3年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	宛名・口座システム、予防接種システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間	宛名・口座システム、予防接種システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間	事後	
令和3年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上	・番号法第9条第1項及び別表第一10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための	・番号法第9条第1項及び別表第一10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、特定の個人を識別するための	事前	
令和4年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げら	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げら	事後	
令和4年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事後	
令和4年2月1日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数	平成31年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年2月1日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数	平成31年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和7年8月15日	IIしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数	令和4年2月1日時点	令和7年6月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	IIしきい値判断項目 特定個人情報ファイル取込者	令和4年2月1日時点	令和7年6月1日 時点	事後	規則第14条等に基づく修正
令和7年8月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 照会を行う際は4情報または住所を含む3情報	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和7年8月15日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えら	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加